高松市青少年健全育成マスコットキャラクター「育実ちゃん」着ぐるみ及びイラストの使用に関する要領

（目的）

第１条　この要領は、高松市青少年健全育成マスコットキャラクター「育実ちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）及びイラスト（以下「イラスト」という。）に関し必要な事項を定め、着ぐるみ及びイラストの有効的な利用を図ることを目的とする。

（着ぐるみ及びイラストの管理）

第２条　着ぐるみ及びイラストは、高松市少年育成センターが管理する。

（使用料）

第３条　着ぐるみ又はイラストを使用する際の料金は無償とする。

（使用申請者）

第４条　着ぐるみ及びイラストを使用申請できる者は、以下のとおりとする。

（１）　高松市内の幼稚園（こども園）、小学校、中学校、高等学校など教育機関

（２）　高松市青少年健全育成市民会議の構成団体及び青少年の健全育成に資する団体

（３）　教育委員会が、青少年の健全育成の趣旨に照らし、適当であると認めた団体

（使用期間）

第５条　着ぐるみの貸出期間は、１０日以内とする。ただし、教育委員会が認める場合を除く。

２　イラストの使用期間は、無期限とする。

（使用申請）

第６条　着ぐるみ又はイラストを使用しようとする者は、使用申請書（様式第１号）を教育委員会に提出しなければならない。

（使用承認）

第７条　教育委員会は、前条の使用申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、使用の承認又は不承認を決定し、使用承認通知書（様式第２号）

又は使用不承認通知書（様式第３号）により、当該申請者に対し、通知するものとする。

２　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認はしない。

（１）　着ぐるみを損傷するおそれがあると認められるとき。

（２）　着ぐるみの長期間にわたる継続使用により、他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。

（３）　イラストの改変、切除等の翻案を伴う使用を行うとき。

（４）　着ぐるみ又はイラストを、商品、景品、商品等のパッケージ、広告、サービス等、収益を上げることを目的として作成し、若しくは提供される物品又はサービスに使用するとき。

（５）　その他着ぐるみ又はイラストの管理上支障があると認められるとき。

３　教育委員会は、着ぐるみ又はイラストの管理上必要があると認めるときは、第１項の承認に条件を付することができる。

（イラストの使用に係る物品の提出）

第７条の２　前条第１項の規定に基づきイラストの使用に係る承認を受けた者は、イラストを使用した場合、遅滞なく、当該使用に係る物品（名刺、チラシ等）の写しを、教育委員会に提出するものとする。ただし、提出に係る物品の数量、質量等に照らして提出が困難である場合には、教育委員会の指示に従い、その一部を提出すれば足りるものとする。

（使用承認の取消し等）

第８条　教育委員会は、第７条第１項の規定により使用の承認の通知を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用の停止を請求することができる。この場合において、使用者が損害を受けても、市は賠償の責めを負わない。

（１）　虚偽その他不正の手段により使用の承認を受けたとき。

（２）　使用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。

（３）　使用目的又は用途を変更したとき。

（４）　第７条第２項各号に定める不承認事項又は同条第３項により付した条件に違反したとき。

（５） 汚損その他の理由により、着ぐるみ又はイラストの使用ができなくなったとき。

（着ぐるみの返却等）

第９条　使用者は、使用を終了したときは、着ぐるみを返却しなければならない。第８条の規定による使用の承認の取消し又は使用の停止を受けたときも、同様とする。

２　使用者は前項により返却する着ぐるみに、その使用に伴い生じた汚損又は破損がある場合、その修繕に係る費用を負担しなければならない。

（責任の制限）

第１０条　使用者が、着ぐるみ又はイラストの使用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、市は責任の一切を負わないものとする。

（委任）

第１１条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附　則

この要領は、平成２８年１１月１２日から施行する。

附　則

この要領は、平成３０年８月９日から施行する。

附　則

この要領は、令和元年１０月９日から施行する。

附　則

１　この要領は、令和７年４月１日から施行する。

２　改正後の高松市青少年健全育成マスコットキャラクター「育実ちゃん」着ぐるみ及びイラストの使用に関する要領の規定は、この要領の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市教育委員会

申請者　申請団体名

団体代表者住所

団体代表者氏名

高松市青少年健全育成マスコットキャラクター「育実ちゃん」

着ぐるみ　・　イラスト使用申請書

次のとおり着ぐるみ・イラストを使用したいので、高松市青少年健全育成マスコットキャラクター「育実ちゃん」着ぐるみ及びイラストの使用に関する要領第６条の規定により申請します。

<table>
<tr><td>行事名又は
使用目的</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>行事の内容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>使用期間</td><td colspan="4">年　　月　　日　　から
年　　月　　日　　まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用場所</td><td>施設名等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>施設等
所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用責任者</td><td>住　　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td></td><td>電話</td><td></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

様式第２号（第７条関係）

年　　月　　日

様

高松市教育委員会

高松市青少年健全育成マスコットキャラクター「育実ちゃん」
着ぐるみ　・　イラスト使用承認通知書

年　　月　　日付けで申請のありました高松市青少年健全育成マスコットキャラクター「育実ちゃん」着ぐるみ・イラストの使用について、次のとおり使用の承認をしたので、高松市青少年健全育成マスコットキャラクター「育実ちゃん」着ぐるみ及びイラストの使用に関する要領第７条第１項の規定により通知します。

行事名又は使用目的		
行事の内容		
使用期間	年　月　日　から 年　月　日　まで	
使用場所	施設名等	
	施設等所在地	
遵守事項	裏面のとおり	

以下の遵守事項を守って使用すること。

（遵守事項）

１　使用承認書で通知した目的以外の使用は禁止する。

２　承認を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

３　承認した内容に変更がある場合は、改めて使用申請書を提出し、承認を受けること。

４　イラストを使用する場合は、高松市青少年健全育成マスコットキャラクター「育実ちゃん」と標記を付すること。

５　イラストの色や縦横の比率の変更等のデザインの改変はしないこと。

６　雨天や雪の日の屋外での着ぐるみの使用は、控えること。

７　着ぐるみ使用後は、陰干し乾燥させること。

８　イラストデータは使用目的を終了した後、速やかに削除し、第三者にデータを提供する場合は、その旨を高松市教育委員会に報告の上、データを提供した者にデータの削除をさせること。

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

様

高松市教育委員会

高松市青少年健全育成マスコットキャラクター「育実ちゃん」
着ぐるみ　・　イラスト使用不承認通知書

年　　月　　日付けで申請のありました高松市青少年健全育成マスコットキャラクター「育実ちゃん」着ぐるみ・イラストの使用については、下記の理由により不承認としますので、高松市青少年健全育成マスコットキャラクター「育実ちゃん」着ぐるみ及びイラストの使用に関する要領第７条第１項の規定により通知します。

行事名又は使用目的	
理由	